令和二年十一月二十七日秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

秋田県公営企業管理規程第二号

第一条 秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田) 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程 (昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

3 { 8

略

3 5 8

略

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第二条

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。二条(秋田県企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

会職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機りる職員(休職にされている職員のうち第二十二の別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とさら別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とさら別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とさら別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とさら別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とさい。	を除く。)にあつては、百分の百 等に派遣された職員(第五項にお でといる職員のう でその職務の級 でその職務の級 でその職務の級 でその職務の級 でその職務の級 でその職務の級 でその職務の級 でをいる職員のう でをいる職員のう
た額に、条例第十条第一項に規定する基準という。)を除く。)にあつては、百分の	に、条例第十条第一項に規定する基準日(以下こう。)を除く。)にあつては、百分の百
以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に条及び第二十二条において単に「基準日」という。)以前六箇月	以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に条及び第二十二条において単に「基準日」という。)以前六箇月
一〜四の略に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	一~四(略) 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
職二	職二
3〜8 略	3~8 略

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。附 則